

令和5年度 事業計画

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

1 現状認識

芦屋市の65歳以上の高齢者人口は、令和5(2023)年3月1日現在、28,334人(前年28,194人)、となっており、その後も増加傾向が続き、令和22(2040)年には34,070人と見込まれています。

また、人口に対する65歳以上の割合(高齢化率)は29.8%となっており、令和7(2025)年に31.0%で3.2人に1人となり、令和22(2040)年には42.0%に達し2.4人に1人が65歳以上になると推計され、高齢化が益々進行することが予測されています。

雇用に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響は減少していくことが見込まれますが、ロシアのウクライナへの軍事侵攻により世界的なエネルギー、原材料の不足や物価上昇の影響により厳しい雇用情勢が続くことが予想されています。

一方、内閣府の高齢者経済生活に関する調査によると、現在仕事をしている60歳以上の約4割が働けるうちは「いつまでも働きたい」と回答し「70歳くらいまで若しくはそれ以上まで働きたい」との回答を合計すれば、約9割が高齢期になっても高い就業意欲が伺える結果となっています。

政府は、平成25年4月に高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下高齢法という。)を改正し、「65歳までの雇用継続措置を義務付け」令和3年4月1日からは「70歳までの就業機会の確保を事業主の努力義務」とする法改正が行われ施行されました。このような現状から、シルバー人材センターへ入会する会員の平均年齢が更なる傾向となっています。

また、政府は、少子高齢化が進展し労働力人口が減少する中、働く意欲のある高齢者は支え手に回ってもらい、年齢に関わりなく働き続けられる「生涯現役社会」の実現を目指しています。その実現を図るために「生きがいの充実」「社会参加・地域貢献」を目的として活動する、シルバー人材センターの果たす役割がより一層重要とされています。

2 活動の基本方針

令和5年度の活動は、「第2次中期事業計画(5ヶ年計画)」の最終年の取り組みとなります。これまでの4年間の取組を点検・検証・評価を行い、「第2次中期事業計画」の基本目標を達成するために、未達成の課題を重点に推進し計画の着実な実現に取り組めます。

令和5年度の活動の基本方針としては、センター財政の健全化を基本方針とし、各事業の見直しや対応策の検討を行いセンター財政の健全化を図ります。

会員数、事業高など数値目標を設定し目標達成に向け積極的に事業の推進を図ります。

会員及び地域のニーズに応じた就業会員・就業機会の確保・拡大に取り組みます。また、総会、安全大会、講習会、各種イベント活動等への参加者拡大策の検討に取り組みます。

安全・適正就業への取り組みを強化し会員安全就業基準及び適正就業基準の遵守・徹底を図ります。

派遣事業については、兵庫県シルバー人材センター協会（以下「兵シ協」という。）と連携し事業の推進を図ります。

各委員会は、実施計画に基づき積極的な活動を展開し、機能的、効率・効果的な委員会運営に取り組みます。

3 令和5年度の主な取り組み

会員数の拡大については、市民対象の講習会やイベント等の開催を通じてセンター事業の魅力を発信し新規入会者の促進を図ります。また、定例の入会説明会で個別面談を行い街頭宣伝活動、入会促進月間を設けた取り組みを充実させ継続実施すると共に、入会促進を図る方策の検討に取り組みます。

一般市民を対象とした技術・技能講習会や介護予防等に関する講習会等を引き続き実施し、新規就業会員の確保に取り組みます。

センターに長年貢献して頂いた会員が就業は困難になってもシルバーに留まり活動できる「プラチナ会員」制度の利用促進に取り組みます。

女性会員数の拡大を目指し「“芦やん小町”女性の集い」は市民がより参加できる企画内容として、充実させます。

就業機会の確保・拡大については、「広報あしや」への広告掲載や「しるば～たいむず」等の発行と掲示板やホームページの活用・充実を図る等、様々な方法や機会を捉え費用対効果を勘案し広報・啓発活動を積極的に取り組みます。また、新入会員や未就業会員に優先的に就業機会の提供に努めると共に、高齢会員に適した就業機会の確保・開拓や会員及び地域ニーズに応じた新たな就業開拓の取り組みを強化します。

「介護予防・日常生活支援総合事業」の訪問型生活支援サービス事業はセンターの重要な事業となっており、市や関係機関とも連携を深め、利用者の拡大を図ると共に、市の規則改正に伴い事業継続計画の策定に取り組みます。更に、福祉・家事援助サービス事業ではマンパワーチームとも連携を図りながら事業の拡大に取り組みます。

会員の意識の向上については、総会やボランティア等への参加者拡大に向けた方策を検討・実施します。また、会員の技術・技能と接遇の向上については、接遇講習会や清掃・家事支援・子育て支援・介護予防分野での基礎講習会、各職群における基礎講習会及びスキルアップ講習会等について体系整備と制度化の定着に取り組みます。

一般市民を対象とした技術・技能講習会や介護予防等に関する講習会等は充実

させ継続実施します。

独自事業については、当センターの特徴でありかつ重要な柱であり、また、会員の就業の場の拡大に繋がることから、当センターの強みとなるよう会員からの企画提案募集や事業の支援、会員グループによる事業立ち上げの支援等を積極的に行います。

令和2年11月に立ち上げた「キッチンカフェなりひら」は、就業会員の努力により年間2,500人を超える就業の場の確保、地域貢献、センター事業のPRとなる事業となっていますが、1,100万円（設備・什器等初期費用を含む。）を超える累積赤字が生じており、今後も光熱水費や原材料費等の高騰が続くことが想定されることから令和5年5月末をもって事業を廃止します。また、その他の事業についても事業収支、運営体制を検証し、収支が均衡となっていない事業の見直しを行います。

会員の安全及び健康管理については、事故ゼロを目標に「安全はすべてに優先する。」を日々実践できるよう、作業別安全就業基準の周知徹底等の啓発活動を強化し安全推進大会の実施や健康講座等を開催します。

適正就業については、発注者及び会員に適正就業ガイドラインの周知・徹底を図り、適正な受注に努めると共に、公平な就業機会を提供するため、適正就業基準の適切な運用に取り組みます。

活力と魅力あるセンターを目指して、イベントの開催や地域・関係団体（市民、福祉、大学等）等との連携を深めながら、センターのイメージアップと事業拡大に向けた普及啓発に取り組みます。

センター事業の円滑な運営を図るために事務局体制の強化に取り組みます。

4 数値目標

請負・派遣合計

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| (1) 会員数 | 1,250人 |
| (2) 就業率 | 受託事業（独自を含む）86.5% 派遣事業100.0% |
| (3) 就業延人員 | 138,000人（うち派遣17,000人） |
| (4) 事業高 | 5億8千5百万円（うち派遣8千5百万円） |

5 実施計画

(1) 普及啓発（広報啓発委員会）

- ア 会報「はつらつ芦屋」の発行
- イ 掲示板やホームページによる情報発信・広報活動
- ウ 広報誌「しるば～たいむず」の発行
- エ センター普及啓発のための企画・実施
- オ 啓発及びイベント等のリーフレットやチラシの作成

(2) 会員数の拡大（会員拡大委員会）

- ア 会員入会促進に繋がる啓発活動の実施
- イ 女性会員比率の向上
- ウ 専門技術・技能分野の会員増強への協力
- エ 会員拡大に向けた講習会の実施
- オ 退会者の抑制策の推進

(3) 就業機会確保・拡大（事業活性化委員会）

- ア 多様な働き方の推進
 - ・独自事業の推進
 - ・派遣事業の推進
- イ 地域ニーズの把握と組織づくりの推進

(4) 会員の意識改革とスキルアップ（会員意識向上委員会）

- ア スキルアップを図るため講習会の体系整備と制度化の定着
- イ センターの各種イベント等参加者拡大策の検討・実施
- ウ センターのイメージアップを図る企画

(5) 会員相互・地域との連携、親睦（会員活動委員会）

- ア 会員の相互の連携と親睦
- イ 地域との交流及びボランティア活動の実施
- ウ 各種同好会の活動支援

(6) 安全・適正就業の推進（安全・適正就業推進委員会）

- ア 安全就業の推進
 - ・安全推進大会、安全講習会、健康講習会の実施
 - ・就業中及び就業途上（往復）事故撲滅対策の推進
 - ・安全パトロールの実施
- イ 適正就業の推進
 - ・適正就業ガイドラインの周知徹底
 - ・適正就業基準の遵守と適正な運用
 - ・未就業会員の聞き取り調査
- ウ 安全・適正就業に関する啓発及び意識向上
 - ・安全・適正就業相談の実施
 - ・安全標語の募集と活用
 - ・「安全・適正就業だより」の発行

(7) その他

- ア 兵シ協が実施する労働者派遣事業の実施事務所として、高年齢者の就業に適した臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務に係る雇用を希望する高年

齢者へのシルバー派遣事業の実施

- イ 兵シ協が実施する有料職業紹介事業の実施事務所として、高年齢者の就業に適した臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務に係る雇用を希望する高年齢者への職業紹介事業の実施

(8) 事務局運営

- ア 中期事業計画に沿った事業運営
- イ 公益社団法人として適正な事務及び予算の効率的執行
- ウ 「事務局だより」の発行
- エ 職員研修の充実及び職員の能力向上
- オ 災害時等緊急事態に備えた業務継続体制（計画）の確立
- カ IT化による事務の効率化を図る等事務局体制の確立
- キ 上部団体及び各市町センター等、関係団体との連携強化